

市営林道維持管理業務仕様書

1. 目的

市営林道及び作業路は、26路線72,347mの延長を有しており、林道は地域住民の生活関連道路としてはもとより、林業の振興にも深く関わるものであることから、この林道の機能が十分発揮できるよう整備し、林道利用者の通行の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この仕様書は、市営林道維持管理業務に適用するものであり、本仕様書に明記なき一般事項は、『土木工事共通仕様書』及びこれに基づく山梨県県土整備部監修『建設工事必携』によるものとする。

3. 業務対象区域

- (1) 区域は、別途箇所図の路線を対象とする。
- (2) 本業務委託は、対象区域内において発生すると思われる維持管理業務を対象とする（別紙数量表に示す）。このため、業務の実施箇所はパトロール等の状況により、監督員が指示を行うものとする。

4. 現場管理

請負者は、次の事項について留意し、実施するものとする。

- (1) 作業にあたっては、適切な交通管理・安全管理を行うものとする。
- (2) 作業中、沿道住民等により苦情又は意見のあったときは慎重に対応し、ただちに監督員に報告するとともに、適切な措置をとらなければならない。
- (3) 原則として全ての業務において、写真撮影を行うこととし、着手前、作業状況、完了の写真撮影するものとする。また、使用した資材、機械、作業を行った労務人員が確認できるよう撮影すること。
- (4) 作業時に生じたトラブルは、請負者の責任において解決すること。

5. 路盤整備

- (1) 洗堀された路盤に砕石材を投入し、車両が通行できる状態にすること。
未舗装である木賊林道・御岳林道・高成林道等を対象とする。
- (2) 豪雨等が予想される直前には実施しないものとする。
- (3) 林道の両側に堆積した土砂は、路面の軟弱箇所、又は凹地に敷均すものとする。
- (4) 玉石、落石等は、車両の通行に支障のない箇所に整理するものとする。

6. 側溝清掃

- (1) 側溝が設置されている全ての路線に対して、年一回行うこと。多降雨時期の前に終わらせること。
- (2) 側溝に堆積した土砂等を、通水に支障のないように掘り上げるものとする。
- (3) 掘り上げた土石等は、5の(2)及び(3)の規定により処理するものとする。

7. 草木類の刈払い・倒木処理

- (1) 車両の通行の支障となる草を刈ること。刈払いによって生じる草木については、車両の通行に支障のない箇所に処理するものとする。全路線対象
- (2) 車両通行の支障となる倒木を伐採し、撤去すること。台風等による緊急時での指示は速やかに行うこと。

8. 除雪・融雪剤散布

- (1) 作業は、道路状況を的確に把握し迅速かつ適正に行うものとし、基本的には積雪後24時間以内には、生活関連林道の除雪を終わらせるものとする。
対象路線 野猿谷線・御岳線・高成線・竹日向線
- (2) 除雪した雪は、車両の通行に支障のないように林道の両側等に処理するものとする。
- (3) 融雪剤及び滑り止め防止剤の散布は、路面が凍結し車両の通行に危険が生じる箇所に散布するものとする。
- (4) 作業開始は、監督員の指示によることを原則とし、終了時は監督員に報告するものとする。ただし、局地的降雪、凍結等の異常時には、監督員の指示がなくとも、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督員に連絡するものとする。

9. 崩落土砂の除去

- (1) 舗装された林道に適応し、路肩に土砂・転石が点在する路線は必ず行うこと。
また、台風等による崩落土砂除去の指示があった場合は速やかに対応するものとする。対象路線（折八古関線・帯那山線・御岳線・池の平線・奥仙丈線）
- (2) 崩落土石は、5の(2)及び(3)の規定により処理するものとする。

10. その他

- (1) 請負者は、維持管理業務の個別箇所終了後、月に一回業務内容等（実施月日、作業概要、使用資機材、労務人員、写真等）を整理して監督員に提出するものとする。
- (2) すべての業務完了時には年間の業務実施報告書を指定された様式で監督員に提出するものとする。
- (3) その他、この仕様書によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

11. 業務予定（目安とし、監督員と協議を行うこと）

- 4月・5月 路盤整備・崩落土砂の撤去作業
- 6月・7月 多雨期に向けて、側溝内の土砂の撤去作業。
- 8月・9月 草木の繁茂に合わせて、道路路肩の除草作業
※台風による緊急作業（倒木・土砂撤去）
- 10月・11月 路盤整備 ※台風による緊急作業（倒木・土砂撤去）
- 12月・1月 降雪時は除雪作業・融雪剤散布
- 2月・3月 降雪時は除雪作業・融雪剤散布 洗堀箇所・崩落箇所の整備